

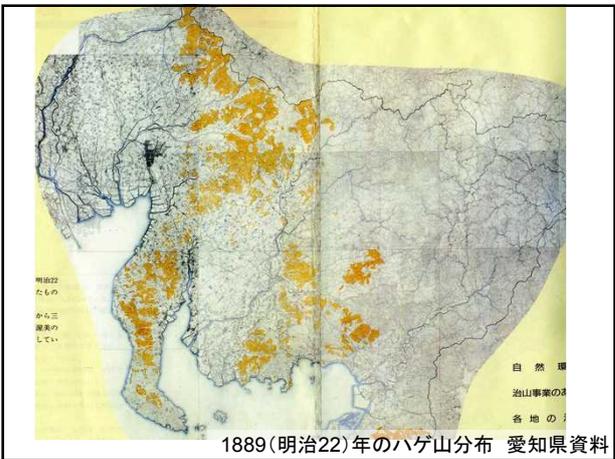
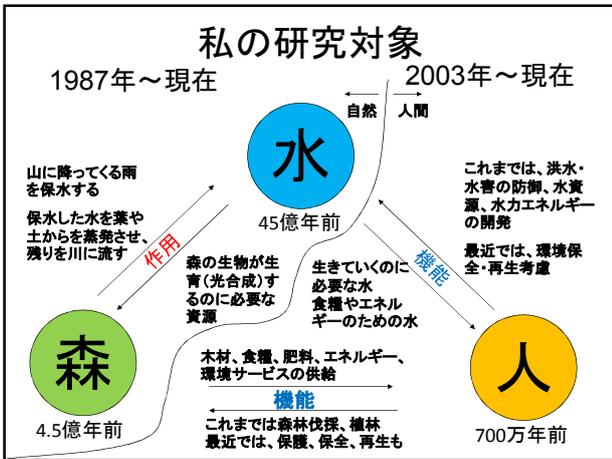
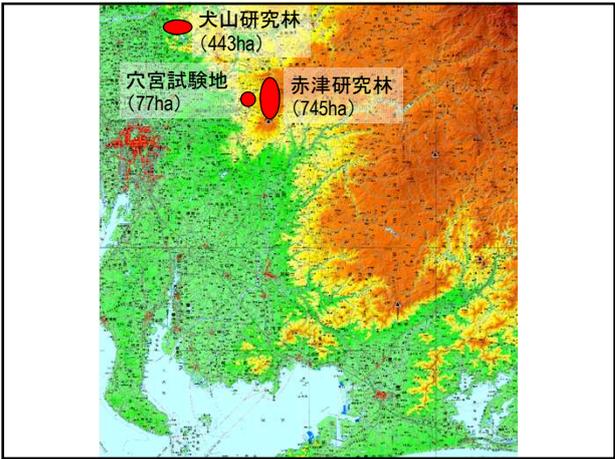


東京大学演習林 生態水文学研究所

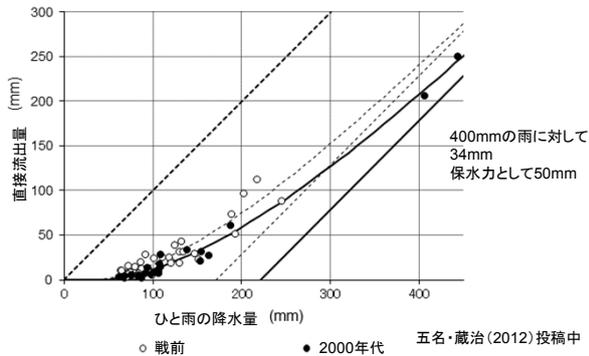
- 1905年 愛知県知事、東京帝国大学にハゲ山復旧工法の研究を依頼
- 1905年 瀬戸市でホフマン工事開始
- 1922年 瀬戸市、犬山市に東京帝国大学愛知県演習林を設置。当時の面積は1,363ha、現在は1,292ha
- 1924年 流量観測施設完成、1925年雨量、流量、土砂量等の観測開始、現在まで継続
- 2011年 生態水文学研究所に改称

自己紹介

- 1965年 東京都生まれ
- 1989年 東京大学農学部林学科卒業
- 1991～93年 マレーシア・サバ州森林局森林研究所にて熱帯雨林研究に従事
- 1996年 博士課程修了、以降、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林(うち3年間は東工大)に所属し、「森と水の関係」の研究を推進する
- 2003年 愛知演習林に赴任し、新たに「森と水と人」の研究にも踏み出す



森林の「緑のダム」としての評価



開催目的

- 設置要綱第1条:(愛知)県民にとって**最適な長良川河口堰の運用のあり方**について、広く関係者からの意見を聞くとともに、**専門的見地からの知見の集約を行うこと**
- その後のPTの議論では、愛知県民のみならず、**東海三県、中部地方、全国的な視点も考慮**
 - ある判断をしたとして、それが、東海三県、中部地方、日本全国から高く評価されることも、愛知県民にとって、その判断が最適かどうかの指標の一つ

はじめに

- 大げさにいえば、**歴史をひっくり返すような議論が名古屋で行われている。**(朝日新聞夕刊「窓」11/16)

窓 論議委員室から 河口堰論争

大げさに言えば、歴史をひっくり返すような議論が名古屋で行われている。旧建設省(国土交通省)が16年前、批判を押し切り完成させた長良川河口堰が、そもそも建設する必要がなかったのではという声だ。河口堰開門を公約して実施した水村秀雄愛知県知事が投げた学者らの委員会が、報告書を発表。それが突っ込んだ内容なのだ。

水利採取や地盤沈下など、河川の断面は十分広がっており、河口堰を造って、しゅんせつするほどの必要はない。国益は戦後の降水量の減少で、利「近年の少雨化傾向」を指摘し、利水施設の必要を説く。過去30年の

年をみれば、もっと少雨の時がある。国益が、洪水対策か、といった従来の議論とは大きく異なる。国益論は「いかにも」見える。かつては新聞記事ひとつでも文筆が頭を悩まして議論していたのだが、政治家主導で始まった議論のせいかわりに慎重である。国益の公表が委員会終了後は残った。

一部とはいえ、河口堰の水はわかれて、陸軍部と河川局で、建設した施設のゲート開放は容易ではないだろう。だが、報告書の指摘は河川法改正に至った河口堰の維持にかかわる。ぜひこの場で議論し、築き直さなくてもいい。

(伊藤雅博)

開催日・任務

- 6/8、6/23、7/14(それぞれ第1, 2, 3回ヒアリングと連続開催、11人の方にヒアリング)、その後6回開催し、1/17に全9回で終了
- 任務1 関係者に対する**ヒアリング**の実施
- 任務2 **専門的見地からの知見の集約・整理**
 - 専門委員会を設ける(設置要綱第5条)

背景

- 2011/1/19 「大村・河村共同マニフェスト」発表
 - 『10 大環境政策』で環境首都アイチ・ナゴヤを の中に
 - 2010 COP10を継承
 - 木曾川水系連絡導水路事業の見直し
 - **長良川河口堰の開門調査**
 - 河川の自然再生(集水域管理をベースに、河川の自然再生をすすめる事業に取り組む)
- の4点が公約されていた

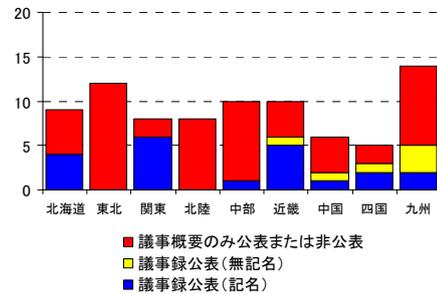
6/8 第1回PT/ヒアリング



私以外のメンバー

- 小島敏郎 座長、村上哲生 教授
- 辻本哲郎 教授(A委員、B委員、C委員長、D委員、E委員)、松尾直規 教授(A座長、B委員、C副委員長、E委員)
 - 中部地方整備局
 - A:長良川河口堰の更なる弾力的運用に関するモニタリング委員会、B:中部地方ダム等フォローアップ委員会、C:木曾川水系流域委員会
 - 国土交通省社会資本整備審議会
 - D:河川分科会、E:同河川整備基本方針検討小委員会

議事録の公表

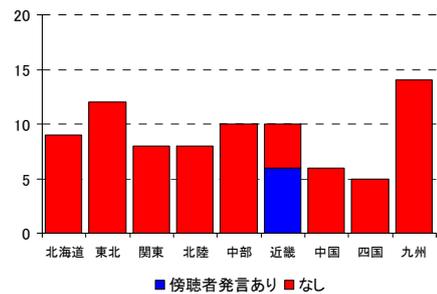


- 中部で議事録を公表したのは庄内川のみ

画期的な運営

- 公開(常識的)
- 傍聴席は60~100席用意(画期的!)
- 議事録は記名で全文公開(画期的!!)
- 会議終了直前に、傍聴者発言可(画期的!!!)
- 「環境テレビ・中部」からの録画の申し出を座長が許可し、ユーストリームで録画公開(画期的!!!!)
- 報告書、パブリックコメントへの回答はすべて委員が自ら書く(画期的!!!!)

傍聴者の発言

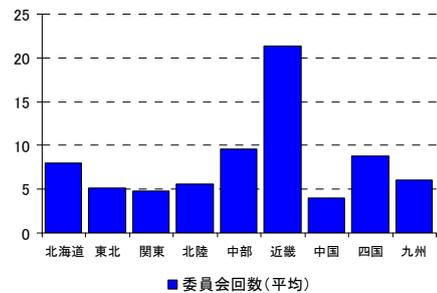


- 認めたのは近畿のみ

いかに画期的か 一級河川の流域委員会の例

- 河川法第十六条の二 3と4 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるとき、「河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く」「関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる」際に、「委員会方式」で意見を聴く方式をとる場合が多い
 - 「流域委員会」という名前であるとは限らない

委員会の平均回数



- 専門委員会+PT会議=20回

海外の集水域管理

- 流域委員会の先進国
 - EU、ブラジル、米国(オレゴン州など)、オーストラリア、フィリピン、インドネシア、スリランカなど
- 2000年 EU水枠組指令
 - 最も包括的な水管理ルール
 - 河川流域区を形成し、区ごとに管理計画を立てることを指示。河川を行政単位ではなく流域単位で管理する
 - 国境を越える場合、国際河川流域区を形成

日本では最先端をいく近畿地方

- 関西広域連合 国出先機関対策委員会
 - 委員長 嘉田由紀子(滋賀県知事)
 - 副委員長 山田啓二(京都府知事)
- 国土交通省 近畿地方整備局が持っている、一級河川の管理権限の移譲を求めている
- 国が応じる気配はない
 - 「奈良県が入っていないから」が理由の1つらしい

アジア流域委員会ネットワーク (NARBO)

- 2003年3月 第3回世界水フォーラム
 - 世界水危機への日本の貢献、日本国内組織の国際化
 - NARBOの事務局を水資源機構が担っている
- 流域委員会(RBO) = EU水枠組み指令の流域区に相当
- フィリピン、インドネシア、スリランカが主導。いずれもアジアの中で民主主義色の濃い国家

長良川河口堰の論点

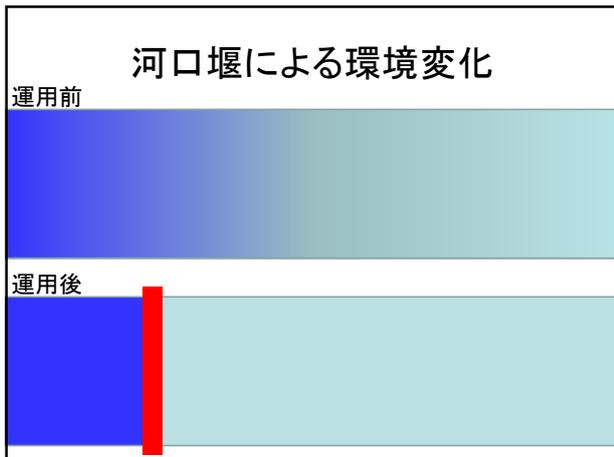
	目的と効果についての事業者側の説明	建設・運用までに寄せられた疑問・批判
治水	<ul style="list-style-type: none"> ●洪水時の水位を下げるためにしゅんせつが必要 ●しゅんせつをすると塩水が上流まで遡上し塩害が発生する ●潮止めのために河口堰が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●河口堰建設直前の河道の流下能力は十分大きく、これ以上のしゅんせつは不要 ●仮にしゅんせつをして塩水が遡上しても、農業用水の塩分濃度上昇による農業被害は起きない
利水	<ul style="list-style-type: none"> ●22.5m³/secの新規取水(工業用水、上水道用水) 	<ul style="list-style-type: none"> ●堰を必要とする新規水需要はない ●利水投資として費用対効果がマイナスになる
環境	<ul style="list-style-type: none"> ●漁業被害は補償により対応する ●河川環境に影響があることは認めるが、治水、利水上のメリットに比べれば損失は小さい 	<ul style="list-style-type: none"> ●汽水域の消失、土砂の堆積などにより環境が激変し、生物、生態系に影響を与える

日本と海外の流域委員会

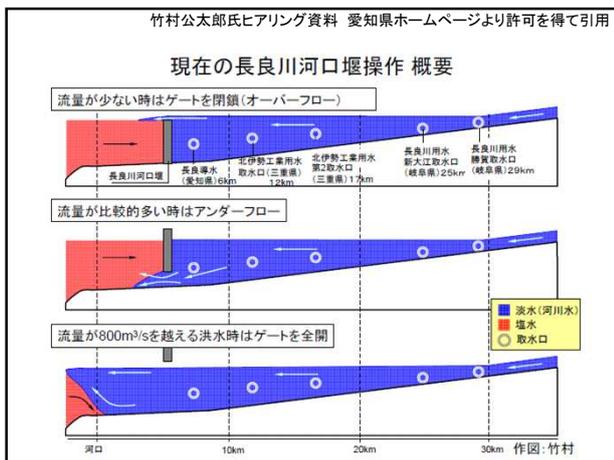
- 日本の流域委員会は、「河川法」の枠の中だけで意見を言う委員会
- 権限、専属スタッフ、予算がない
- 河川法の枠の外にある問題(森林、農地、海岸)などについて意見を言っても反映させようがない
- 海外の流域委員会(流域区)は行政組織
- 分野別の省庁群の上位組織で、流域全体を総合的にみて、省庁間の利害調整を行う

長良川河口堰検証の核心

- 河口堰の運用が環境に何がしかの影響があることは事業者も認めている
- 環境へのデメリットを補って余りある利水、治水上のメリットがあるから作った、というのが事業者側の論理
- 従って、検証が必要なことは主に2点
 - 環境への影響は甚大か、そうでないのか
 - 利水、治水上のメリットは予定通り得られたのか

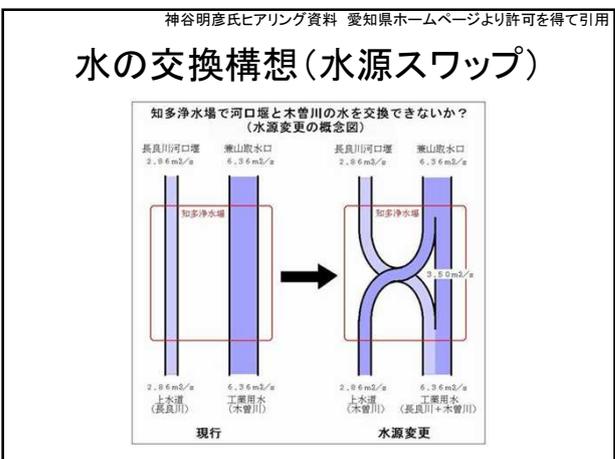


- ### 専門委員会の結論2 利水
- 開発した水量の16%しか、使われている水利権がない
 - 実際に使っている水はもっと少ない
 - その16%も、使っていない工業用水等で代替することがおおむね可能
 - 異常少雨年への備えとしては節水が優れた方法
 - 堰を開けると塩水化することが確実な用水は代替水源を用意する必要がある



- ### 専門委員会報告書の提案
- 開門調査の実施
 - 前提条件1 長良導水、北伊勢工業、福原、長島町に代替水源を用意
 - 前提条件2 長良川用水は塩水化しないよう監視
 - まずは愛知県が率先して県内だけでできることをやる
 - 知多半島の水道水を長良導水から木曾川大堰に変更し、工業用水水利権を水道用水水利権に転換
 - 福原用水(愛西市)の調査と解決策の提示

- ### 専門委員会の結論1 治水
- 地盤沈下、砂利採取、河口堰運用前のしゅんせつの効果で、河口堰運用後のしゅんせつをしなくても、洪水は安全に流下するようになっていた
 - 河口堰運用前のしゅんせつをした時点では塩害は発生していない
 - 河口堰運用後のしゅんせつをしたマウンド地点では土砂が戻ってきている
 - 堰を開けて、塩害が発生するかどうかは、やってみないとわからない



知多浄水場では水源の切り替え可能 (あくまでも緊急時というが)

- 平成12年9月 長良川上流で化学薬品が漏れ出す。
- 平成16年7月 長良川河口で塩水が遡上。

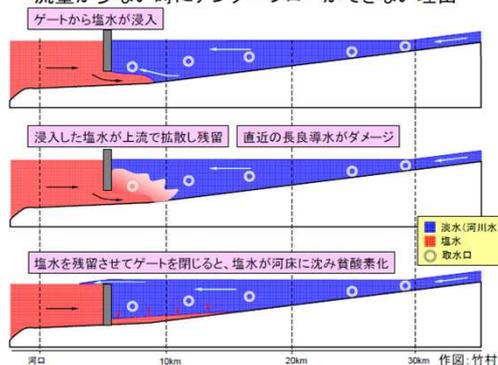
「汽水を守るため、河口堰上流に、潮を入れることはできないのか？」

一度、潮を入れると上流域の河床窪地に比重の大きい潮が溜まり、その溶存酸素が低下して河川環境を悪化させる。

事業者側からの反論

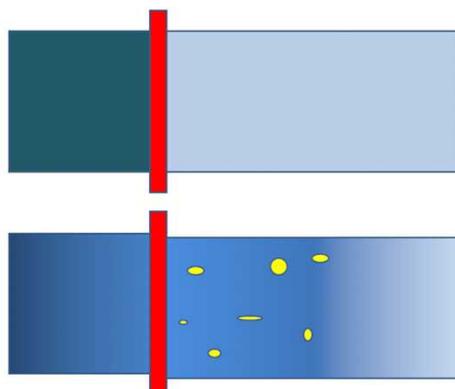
- 第1回ヒアリングでの富樫幸一氏の発表内容に対して6/28に「事実誤認」があるとする資料を公開
 - のちに専門委員会は、これに対する富樫氏からの反論および中部地整の主張を8/30に聴取し、報告書で判断を明らかにした
- 専門委員会報告書に対して、11/14の「第1回中部地方ダム等管理フォローアップ委員会」で議題とし、見解の違いを赤字に記した資料を公開

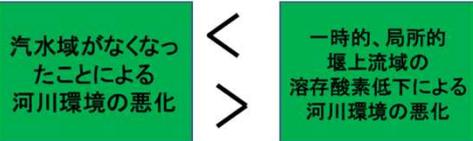
流量が少ない時にアンダーフローができない理由



事業者が行っている 「更なる弾力的運用」との違い

- 中部地整 更なる弾力的運用に関するモニタリング委員会
 - 上流に塩水は一滴も入れない
- 愛知県 検証PT
 - 上流に塩水を入れてみよう
- 両者は今のところ完全な平行線





今後の課題

- 愛知県庁職員が、国土交通省を「本省」として指示を仰ぐのではなく、愛知県知事の指示のもとに行動するように変わることが必要
 - 知事、政策顧問の今後に期待
- 愛知県庁職員は「市民の意識は低い」と感じており、知事の方針に背いてでも従来の方向性を継続する根拠となっている
 - さらに、行政職員の習性として「慣性」「先送り」がある
 - 市民、議員の意識が高いことを示し続けないと、職員は動かず、知事も動きにくくなる

今後の予想される展開

- 1/17に確定したPT報告書には「中部地方整備局が設置する専門家の会合との合同会議又は連続公開討論会を企画すること」が盛り込まれた
- 知事が中部地方整備局に直接要請する予定
 - ぜひ公の場で論争し、決着をつけてもらいたい(朝日新聞夕刊「窓」11/16)
 - 不毛な論争 開けて決着を(中日新聞「ニュースを問う」10/9)

知事についての私見

- マニフェストを実現するには、法的な手順、議会対応が必要で、1～数年の時間がかかる
 - 車は急に止まらない
 - 短期的には「マニフェスト」と既定路線との自己矛盾に苦しむ立場に立たされる
- それでも粘り強く、表に裏にマニフェストを貫くのが「ぶれない」政治家、既定路線に屈服してマニフェストを撤回するのが「ぶれる」政治家
- 少なくとも、これまでの大村知事は、ぶれない政治家であったと評価できる

川は誰のものか

- 政権が交代しても、河川行政の思想は今のところ変わっていないように見える
 - 河川官僚は「河川を統治できるのは自分たちだけだ」と思っているから、短期でころころ変わる政治家の自由にはさせない
 - 選挙では、河川行政を変えられなかった
- 河川管理は「100年の計」、政権交代のたびに方針がころころ変わるのも困るだろう
 - しかし、だからといって、今の国土交通省の河川官僚の考え方で、未来まで持続する川の健全な生態系や必要最低限のインフラを残せるのか？

愛知県庁4月1日付人事異動

- 地域振興部長←同部 次長
- 地域振興部次長←知事政策局分権・広域連携監
- 地域振興部水資源監←農地整備課長
- 土地水資源課長←交通対策課主幹
- 同課 主幹←東京事務所産業誘致課長
- 同課 主幹←農地計画課長補佐
- 同課 主幹←同課 課長補佐
 - これまでの主幹の行き先: 健康福祉総務課、農地計画課、林務課